

○町田市入札参加資格停止措置要綱

第1 趣旨

この要綱は、町田市が発注する工事請負、業務委託、物品供給その他の契約（以下「町田市発注契約」という。）に係る契約候補者の選定又は契約者の決定において、契約の適正性を確保するため、不適格な事業者を排除するための措置について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 町田市契約事務規則（平成14年3月町田市規則第23号）第3条第1項の資格審査システム又は同規則第21条第1項の資格者名簿に登録された者をいう。
- (2) 下請負人 町田市発注契約の全部又は一部を元請負人等との契約により履行する者をいう。

第3 資格停止措置

- 1 市長は、有資格業者が別表左欄に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは、情状に応じて、同表右欄に定める期間の範囲内で期間（以下「資格停止期間」という。）を定め、当該有資格業者に対し、町田市発注契約から排除する措置（以下「資格停止措置」という。）を行うものとする。
- 2 市長は、資格停止措置を行うことを決定したときは、その旨を当該有資格業者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、有資格業者が措置要件に該当した日の翌日から起算して3年を経過したときは、資格停止措置を行わないことができる。

第4 有資格業者でない者の資格停止措置

- 1 措置要件のいずれかに該当した有資格業者でない者が、有資格業者となった場合は、措置要件に該当した日に資格停止措置を受けたものとみなす。
- 2 前項の規定により資格停止措置を受けたものとみなされた資格停止期間（以下「みなし資格停止期間」という。）の末日が有資格業者となった日以後に到来することとなるときは、有資格業者となった日からみなし資格停止期間の末日までの期間について、当該有資格業者に対し、資格停止措置を行うものとする。

第5 下請負人に対する資格停止措置

市長は、資格停止期間中の有資格業者（以下「資格停止業者」という。）が資格停止措

置を受けることとなった事由について責めを負うべき下請負人(有資格業者である場合に限る。)があるときは、当該下請負人に対し、当該資格停止業者の資格停止期間の範囲内で情状に応じて資格停止期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

第6 組合員等に対する資格停止措置

- 1 市長は、有資格業者である事業協同組合等又は共同企業体(以下これらを「事業協同組合等」という。)に対し資格停止措置を行うときは、当該事業協同組合等の組合員又は構成員(以下これらを「組合員等」という。)のうち、有資格業者である者(当該資格停止措置について明らかに責めを負わないと認められる者を除く。)に対し、当該事業協同組合等の資格停止期間の範囲内で情状に応じて資格停止期間を定め、資格停止措置を行うものとする。
- 2 市長は、資格停止業者を組合員等として含む事業協同組合等に対し、当該資格停止業者の資格停止期間の範囲内で情状に応じて資格停止期間を定め、資格停止措置を行うものとする。

第7 企業再編における資格停止措置

- 1 市長は、資格停止業者が企業再編(会社法(平成17年法律第86号)第2条第27号から第30号までに規定するものをいう。以下同じ。)を行ったときは、資格停止業者の地位を承継した者(有資格業者である場合に限る。)に対し、当該資格停止業者の資格停止期間の残存期間を資格停止期間として資格停止措置を行うものとする。
- 2 企業再編が行われたときは、その地位を承継した者(有資格業者である場合に限る。)が、措置要件に該当した事実についても承継したものとみなし、当該承継した者に対し、資格停止措置を行うことができる。

第8 資格停止期間の特例

- 1 有資格業者が一の事案により措置要件の二以上に該当するときは、該当する措置要件のうち別表右欄に定める上限の期間が最も長い期間となる措置要件の資格停止期間の範囲内で情状に応じて資格停止期間を定め、資格停止措置を行うものとする。
- 2 市長は、資格停止業者が措置要件のいずれかに該当したときは、当該措置要件に該当した日から資格停止期間を定め、資格停止措置を行うものとする。
- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の理由があるため、資格停止期間を別表右欄に定める期間より短縮する必要があると認めるときは、資格停止期間を同表右欄に定める下限の期間の2分の1の期間まで短縮し、資格停止措置を行うことができる。
- 4 市長は、有資格業者について極めて悪質な理由があるため又は極めて重大な結果を生

じさせたため、資格停止期間を別表右欄に定める期間より延長する必要があると認めるときは、資格停止期間を同表右欄に定める上限の期間の2倍の期間（36か月を限度とする。）まで延長し、資格停止措置を行うことができる。

5 市長は、資格停止業者について、情状酌量すべき特別の理由、極めて悪質な理由又は極めて重大な結果を生じさせたことが明らかになったときは、前2項に規定する期間の範囲内で資格停止期間の変更をすることができる。

6 市長は、前項の規定により資格停止期間の変更をしたときは、その旨を当該資格停止業者に通知するものとする。

第9 資格停止期間の継続

資格停止業者が資格停止期間中に有資格業者でなくなった場合における資格停止期間は、有資格業者でなくなった日以後も継続する。

第10 資格停止措置の解除

1 市長は、資格停止業者が、資格停止措置を受けることとなった事由について責めを負わないことが明らかになったときは、当該資格停止措置を解除するものとする。

2 別表第8号又は第13号の措置要件に該当したことにより資格停止措置を受けた資格停止業者は、当該措置要件に該当した事由が消滅したことにより、資格停止措置の解除を希望するときは、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該措置要件に該当した事由が消滅したと認めるときは、当該資格停止措置を解除するものとする。

4 市長は、第1項又は第3項の規定により資格停止措置を解除したときは、その旨を当該資格停止業者に通知するものとする。

第11 入札からの排除

1 市長は、入札を行うに当たり、資格停止業者を入札に参加させてはならない。

2 市長は、一般競争入札に参加し、又は指名競争入札の指名を受けた有資格業者が、契約の締結までの間に資格停止措置を受けたときは、当該入札の参加資格又は指名を取り消し、当該資格停止業者が提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を無効とするものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により入札の参加資格又は指名を取り消したときは、その旨を当該資格停止業者に通知するものとする。

5 前各項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

第12 随意契約の相手方の制限

市長は、資格停止業者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容により資格停止業者を相手方とする随意契約を締結する必要があると認めるときは、この限りでない。

第13 資格停止措置の特例

市長は、契約の目的及び内容により特に必要があると認めるときは、入札、競争見積り、プロポーザル等に資格停止業者を参加させることができる。

第14 下請負等の禁止

資格停止業者は、町田市発注契約の下請負人となることができない。ただし、当該契約の目的及び内容から資格停止業者を下請負人とする必要があると認められるときは、この限りでない。

第15 資格停止措置に至らない事由に関する措置

市長は、有資格業者の行った行為が措置要件に該当しない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

第16 補則

この要綱に定めるもののほか、資格停止措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和62年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、1992年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年6月3日から施行する。

別表（第3関係）

措置要件	資格停止期間
(1) 申請書等の虚偽記載 町田市に対する入札参加申請、町田市発注契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札に参加するための入札参加資格確認申請又は総合評価落札方式による入札若しくはプロポーザル等における提出書類の提出に当たり、申請書、提案書、添付資料その他の調査資料に事実と異なる記載をしたとき。	ア 重要な事項に関して事実と異なる記載をしたとき。 6か月以上12か月以下 イ 軽微な事項に関して事実と異なる記載をしたとき。 1か月以上6か月以下
(2) 粗雑工事等 町田市発注契約の履行に当たり、施工、製造又は業務の実施を粗雑に行ったとき。	ア 契約不適合の程度が重大であるとき。 6か月以上12か月以下 イ 契約不適合の程度が軽微であるとき。 2か月以上6か月以下
(3) 契約違反 町田市発注契約において、履行遅延、不完全履行その他の契約違反があったとき。	ア 契約違反の程度が重大であるとき。 6か月以上12か月以下 イ 契約違反の程度が軽微であるとき。 1か月以上6か月以下
(4) 契約締結辞退、解約又は契約解除 町田市発注契約について、契約締結の辞退、解約又は契約解除に至ったとき。	ア 契約を締結しないとき。 6か月以上12か月以下 イ 契約を締結したにもかかわらず、契約を履行しないとき。 12か月以上24か月以下 ウ 中途解約又は契約解除に至ったと

	き。 6か月以上12か月以下
(5) 契約履行成績又は履行品質の不良 町田市発注契約の履行に当たり、適正を欠く行為があったと認めるとき、又は契約履行成績が不良であると認めるとき。	ア 履行体制又は業務責任者若しくは従事者の対応が不適切であり、履行品質を確保するための改善を求めたにもかかわらず、改善しないとき。 1か月以上6か月以下 イ 町田市が行う工事成績評定の評定結果がD又はEであるとき。 2か月以上12か月以下
(6) 従事者、下請負事業者、協力事業者等の管理の不適切 町田市発注契約の従事者、下請負事業者又は協力事業者に対する指導又は管理を適切に行わず、契約の相手方として不適当であると認めるとき。	1か月以上9か月以下
(7) 事故 工事施工中又は業務の実施中に事故が発生したとき。	1か月以上9か月以下
(8) 逮捕 役員、支配人、契約権限を有する者、管理職員、使用人等が、贈収賄、競売等妨害又は談合の容疑により、逮捕されたとき。	公訴の提起又は公訴を提起しないことを知った日まで
(9) 贈賄、競売等妨害、談合 役員、支配人、契約権限を有する者、管理職員、使用人等が、贈賄、競売等妨害又は談合の罪により公訴を提起されたとき。	12か月以上24か月以下
(10) 独占禁止法違反行為 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）の規定に基づく公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	6か月以上12か月以下
(11) 不正又は不誠実な行為	ア 社会的な信用を失墜したと認めら

<p>役員、支配人、契約権限を有する者、管理職員、使用人等が、不法行為又は不誠実な行為を行ったとき。</p>	<p>れるとき。 1か月以上3か月以下 イ 町田市職員（理事者等を含む。） に対して不正又は不誠実な行為の働きかけを行ったとき。 1か月以上9か月以下</p>
<p>(12) 監督処分 営業に関する監督官庁から、許認可の取消し、営業停止等の監督処分を受けたとき。ただし、監督処分の原因となった事案に関して、既に資格停止措置を行っている場合を除く。</p>	<p>2か月以上4か月以下</p>
<p>(13) 倒産、経営不振、信用不安 経営状況の悪化により、契約の履行ができなくなるおそれがあるとき。</p>	<p>ア 債権者等から破産の申立てを受けたとき、又は会社整理に関する法的手続を開始したとき。 措置要件に該当しない状況に回復したと認められるまで イ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の手続が開始されたとき。 措置要件に該当しない状況に回復したと認められるまで ウ 銀行取引が停止されたとき。 措置要件に該当しない状況に回復したと認められるまで</p>
<p>(14) 違約金等の滞納 町田市発注契約に係る違約金、賠償金等を滞納しているとき。</p>	<p>当該違約金、賠償金等を納付するまで</p>